平成２１年（フ）第１１３０号
広島市佐伯区五日市２丁目６番26―801号
債務者　永井　　尚
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１３１号
広島市佐伯区五日市２丁目６番26―801号
債務者　永井　美浮
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１４１号
広島市東区光町２丁目７番８―306号
債務者　安本　純子
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１４２号
広島市東区光町２丁目７番８―306号
債務者　安本　典仁
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１５０号
広島市中区吉島西３丁目10番13―502号
債務者　采見　直子
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１６８号
広島市西区井口１丁目７番20号
債務者　秋田　幸子
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１９７号
広島市安佐北区落合南１丁目17番27―３号
債務者　松永　里美
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２０３号
広島市中区堺町１丁目６番７―502号
債務者　籠崎　千穂
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２０６号
広島県安芸郡海田町蟹原１丁目８番２―102号
債務者　マルティネス　フローレス　ルス　ビクトリア
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２０９号
広島市安芸区畑賀１丁目８番20―201号
債務者　原　　章
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２１０号
広島県福山市駅家町大字近田980番地８
債務者　原　クミ子
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２３６号
広島県山県郡北広島町有田644番地
債務者　萩尾　米美
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２４０号
広島市南区宇品御幸５丁目11番15号
債務者　大見　和法
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３１２号
広島市南区京橋町６番６―321号
債務者　斎藤　正信
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３２６号
広島市安芸区矢野南３丁目７番13号
債務者　黒瀬　梨絵
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３２９号
広島市中区西川口町13番22―203号キャステール西川口
債務者　田丸　由香
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３３０号
広島市西区己斐上６丁目554番地の１己斐ケ丘病院内、住民票上の住所広島県安芸郡府中町山田２丁目12番１号
債務者　橋田　　学
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１８号
沖縄県那覇市首里末吉町１丁目203―３、住民票上の住所沖縄県中頭郡北谷町字吉原94番地８
債務者　大田　良信
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部